

久喜市  
いじめの防止等のための基本的な方針  
(改訂案)

令和6年 月改訂  
久喜市

## 《 目次 》

はじめに	1
第1 久喜市いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
2 いじめ防止対策推進法における「いじめの定義」	
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	2
1 いじめの防止等のために久喜市が実施する施策	
(1) 久喜市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(2) 久喜市教育委員会の附属機関の設置	
(3) いじめの防止等のために久喜市又は久喜市教育委員会が実施する取組	
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	5
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
3 重大事態への対処	9
(1) 重大事態への対処の流れ	
(2) 学校の設置者又はその設置する学校による調査	
(3) 調査結果の報告を受けた久喜市長による再調査及び措置	
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	15
図1 いじめの防止等の対策のための組織	
図2 重大事態への対処の流れ	

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではない。

現在、児童生徒が健やかに成長していくために家庭教育や道徳教育の重要性が問われており、家庭や学校、地域との連携いわゆる社会総がかりでの取組が必要となっている。

いじめを防止するためには、市民全員が子どものいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子どもが安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。

久喜市では、いじめの未然防止に向けた教育相談の充実や、学校での様々な対策を推奨し、取り組んできた。その対策の一つとして、平成27年8月に中学生サミットを開催し「いじめゼロ！新たな取組の創造」というテーマのもと、生徒が自主的な話し合いを行い「共同宣言」を採択した。「いじめは絶対に許さない」「児童生徒を守る」という強い決意のもと、久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と学校がいじめ撲滅に徹底的に取り組む続けることを確認した。

昨今、いじめ問題は社会全体の喫緊の課題となっている。本市においても、重大事態となる事案が発生していることを鑑み、いじめの積極的な認知、早期発見早期対応、継続的な見守り等の基本的な取組を一層徹底し、全ての子どもたちにとって安全安心な学びの環境を整備することが不可欠である。

久喜市いじめの防止等のための基本的な方針（以下「本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童生徒の尊厳を保持する目的のもと、国・地方公共団体・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むことをねらいとするいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 第1 久喜市いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。

このことを全ての児童生徒が十分に理解し、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を持つことが必要である。

また、いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、総合的かつ効果的に推進しなければならない。

いじめの背景にはストレスやその原因となる要因等が存在することに着目し、それらの改善を図ることで、きっかけとなるトラブルを減らしたり、エスカレートを防いだりすることで未然防止を図ることが重要である。

このことから、いじめを防止するには、特定の児童生徒や学校だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。市・学校・家庭・地域、その他の関係諸機関は、それぞれの立場を自覚しつつ、相互に連携を図り、一体となっていじめ問題を克服することに取り組むものとする。

### 2 いじめ防止対策推進法における「いじめの定義」

本方針において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて間接的に行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも、また学校外でも起こりうるものである。そのため、いじめを防止するためには人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することが重要である。「いじめを生まない教育活動の推進」「早期発見」「早期対応」の取組を、学校・家庭・地域・その他関係機関が連携を図りながら取り組む必要がある。

特に学校においては、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定め、家庭・地域と一体となって対策を推進することとする。

本方針において「学校」とは、久喜市立小・中学校をいう。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

いじめ対策の内容については、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、市におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、本方針が、市の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すこととする。

### 1 いじめの防止等のために久喜市が実施する施策

#### (1) 久喜市いじめ問題対策連絡協議会の設置

久喜市は、<sup>1</sup>「久喜市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

所掌内容は、次のとおりとする。

- ア いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること
- イ 市内におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること
- ウ その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること

## (2) 久喜市教育委員会の<sup>2</sup>附属機関の設置

教育委員会は、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、附属機関として「久喜市いじめ問題調査委員会」（以下「いじめ問題調査委員会」という。）を設置する。

また、いじめ問題調査委員会には、公平性・中立性を確保するため、専門的な知識及び経験を有する第三者として、医師、法律関係者、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

いじめ問題調査委員会は、学校における<sup>3</sup>法第28条に定める重大事態のうち、学校における調査が困難な場合、調査を行うものとする。

## (3) いじめの防止等のために久喜市又は久喜市教育委員会が実施する取組

ア 学校への支援

(ア) いじめ問題に対する教職員の指導力の向上

- ① 教職員の教育相談能力や資質向上に向けて研修等を実施する。
- ② 校内研修会において、いじめについて基本的な理解を図るとともに、各段階における適切な対応について理解できるよう支援する。
- ③ いじめ問題への組織的な対応の徹底、いじめの未然防止のための道徳教育の充実、アンケート調査の複数回実施、保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動等が推進されるよう指導・助言を行う。
- ④ 生徒指導上課題のある学校に対し、必要な指導や支援を行う。

(イ) いじめ問題に対する小・中学校教育相談体制の充実

- ① 児童生徒や保護者への教育相談体制の充実を図るため、小・中学校教育相談員の適正な配置を行う。
- ② 小・中学校教育相談員の活用を図り、いじめの背景にある家庭環境等の問題について、関係機関との連携や教育相談などを実施し、問題解決に向けた支援を行う。

(ウ) いじめの未然防止のための道徳教育の充実

久喜市版道徳教育リーフレットを活用した、いじめの未然防止も含めた道徳

<sup>1</sup>（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

<sup>2</sup>第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

<sup>3</sup>（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

教育の充実や授業改善を推進する。

- (エ) いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期対応・早期解消
  - いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期対応・早期解消を図るため、学校におけるいじめ・非行防止ネットワークの形成を支援する。
- (オ) 児童生徒によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動の支援
  - 児童生徒によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動の事例を収集し、各学校に情報提供を行う。
- (カ) ネットいじめへの対応の推進
  - ① 「久喜市版3つのスマホルール」等を活用し、適切なネット利用を啓発する。
  - ② 各校で発生した SNS トラブルについて調査・分析を行い、再発防止のため、ネットリテラシーを育む指導資料を提供する。
- (キ) 各学校のいじめの状況把握を支援するシステムの構築
  - 子どもの微細な SOS を早期に発見し、個に応じた適切な指導・支援に生かすとともに、効率的に情報共有し、早期にチームで対応できるようにするため、いじめのアンケートを含む各種調査の結果等を分析・表示するシステムを構築する。
- (ク) 深刻ないじめ事案解決のための支援
  - 学校が抱える深刻ないじめ問題の解決に向けて、学校からの要請を受け、必要に応じ教育委員会指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理専門員等を派遣し、学校を支援する。
- イ 相談体制の充実
  - (ア) 保護者・児童生徒向けの相談窓口の開設及び周知
  - (イ) 小・中学校教育相談員の対応力の向上を図るための研修の充実
- ウ 家庭・地域・関係機関との連携の充実
  - (ア) 関係機関等との更なる連携の推進
    - ① 久喜市生徒指導推進委員会や青少年問題協議会等を通して、各主体が保有する情報を共有する。
    - ② 教育委員会、校長会、PTA連合会が連携し作成した「久喜市版3つのスマホルール」を、学校、児童生徒、各家庭へ周知する。
    - ③ 教育委員会は学校警察連絡協議会を通じて、学校、警察との連携を密にし、いじめを含めた児童生徒の非行や問題行動について警察署と協議する。
    - ④ 教育委員会は学校に対し、警察署等と連携していじめ防止を含めた少年の非行防止教室を実施するよう指導する。
  - (イ) 保護者によるいじめ早期発見・対応の支援
    - 保護者のいじめに対する理解を深め、家庭におけるいじめを発見する力と対応する能力を高めるため、保護者向け啓発資料を作成・配布する。
  - (ウ) 学校応援団や防犯に関わる地域の方々等と学校とのいじめの情報共有に関する連携の推進
    - 学校応援団などの通常の活動の中で、ボランティアの方がいじめの兆候を発見した場合は、学校に速やかに連絡するなどの情報提供を依頼する。
- エ いじめを許さない気運の醸成
  - (ア) 「埼玉県いじめ撲滅強調月間（11月）」の期間における市の取組
    - 「生徒指導くき特別号」を発行し、いじめ撲滅についての呼び掛け及び相談窓口の広報を行う。
  - (イ) 児童生徒の主体的な取組の推進
    - ① いじめ問題をはじめとする人権問題を主体的に考える人権作文や人権メッセージの作成を推進する。

- ② 市人権文集「えがお」を活用し、授業等において児童生徒が主体的に考え、話し合う取組を推進する。

## 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国・県・市のいじめ防止基本方針を参考にして、学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「<sup>4</sup>学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として各学校の実情に応じ、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定める。その際、次の点に留意する。

- ア 策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。
- イ 「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行できるよう盛り込む。
- ウ 児童生徒や家庭・地域の実態を把握した策定や説明に努める。
- エ 法第22条に基づく組織を、学校基本方針に定めた取組等を実行する中核の組織として位置付ける。
- オ 未然防止の取組には、学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員の児童生徒の様子や変化等を見抜く力を高めるための方策を盛り込む。
- カ 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施するよう努める。（ただし、アンケート調査の結果だけに頼らない。）
- キ 年間の取組をP D C Aサイクルにより検証し、基本方針を見直すことができるようにする。
- ク 11月が、県がいじめ撲滅強調月間であることから、各学校は児童生徒を主体とした取組を11月に位置付けるようにする。
- ケ 重大事態への対処については、久喜市いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、迅速な対応ができるようにする。（重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。）
- コ 学校基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。
- サ 策定した学校基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともにその内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

### (2) <sup>5</sup>学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うための中核となる常設の<sup>5</sup>組織を置く。

この組織は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したとき

---

<sup>4</sup>（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

<sup>5</sup>（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

の事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

当該組織の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

学校は、この組織が行う個々の問題に係る背景分析や指導支援にあたり、必要に応じて教育委員会指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理専門員等に支援を依頼し、いじめ問題等の早期対応・早期解決のため組織に加える。

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、教育委員会と連携しながら、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの未然防止

(ア) 発達支持的生徒指導

いじめ防止に取り組む基本姿勢は、児童の権利擁護の視点をもとに、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することにある。児童生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けることができるようにするとともに、児童生徒一人ひとりの自己指導能力や問題解決能力を高めることができるような働きかけを、全ての教育活動を通じて行う。

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学級づくり
- ② 児童生徒の間で人間関係が固定されることのない、対等で自由な人間関係構築の支援
- ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感や自己指導能力の醸成
- ④ 「困った、助けて」と言える適切な援助希求が実現する教育環境の整備
- ⑤ 「主体的・対話的で深い学び」による、児童生徒の問題解決能力の育成

(イ) 課題未然防止教育

いじめの未然防止教育において、全ての児童生徒に「いじめをしない」態度や力を育成することは大変重要である。各教科での学習、道徳や特別活動、体験学習など、日常の様々な教育活動を通じて、継続的な働きかけを行う。

- ① いじめる側の心理状態を考えさせ、自己理解や他者理解を促進すること
- ② いじめの構造（被害者・加害者・観衆・傍観者）から考えさせ、学級・学校全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させること
- ③ いじめを法律的な視点から考えさせ、いじめは人権侵害行為であり犯罪行為にもなるという共通認識をもたせること

イ 早期発見（課題早期発見対応）

(ア) いじめに気付くための組織的な取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多い。また、外から見えにくいコミュニケーションを使った心理的ないじめも多く、同じ学級に加害者と被害者が同居したり、加害と被害の関係が入れ替わったりする点も特徴である。それらの点を教職員は認識し、被害を訴え



る児童生徒の SOS を機敏に捉えるための方策を講じる。

- ① 児童生徒の表情や、学級の雰囲気の変化や違和感等として表れるいじめの兆候を見逃さず、いじめではないかとの疑いをもって対応に当たること
- ② 定期的なアンケート調査により、児童生徒の様子をつかむこと
- ③ 教育相談等の実施による、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい環境を整備すること

(イ) いじめの疑いがある場合の初動

法に基づき、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、速やかに組織に報告を行わないことは、これに違反するだけでなく、事態の深刻化を招くことにつながる。

学校いじめ対策組織がいじめの可能性をつかんだら、速やかに組織でいじめの事実の有無を確認する。いじめの認知については、判断の際には被害児童生徒が感じる被害性に着目し、たとえけんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧な調査の上いじめにあたるか否かを判断する必要がある。組織で該当行為をいじめと認知した場合、速やかに市教育委員会に報告する。また、いじめに係る情報を適切に記録・保存を行う。<sup>6</sup>

ウ いじめに関する措置

組織としていじめを認知したら、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで、速やかに組織としての対応を適正に進めていく。

(ア) いじめられている児童生徒の理解と、傷ついた心のケア

いじめを把握したら、まず何よりも被害者保護を最優先に対応をしない。不登校や自他を傷つける等の二次的な問題の発生を未然に防ぐため、児童生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

(イ) 被害者のニーズの確認

安全な居場所の確保、加害児童生徒や学級全体の指導に関する具体的支援策を提示し、本人や保護者に選択させながらいじめ問題解決のための対応支援の方向を決定する。

ただし、被害者・被害者保護者の要求に対する対処のみに注力するのではなく、加害者と被害者の関係修復を視点を置きながら対応支援にあたる。

(ウ) いじめ加害者と被害者の関係修復

被害者保護者はもちろん、加害者保護者にも適切な情報提供による、いじめ問題解決に向けた協力の要請が必要となる。加害児童生徒に対しては、行ったことを振り返らせ、いじめは絶対にいけないことであることを理解させた後、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかける。

対応に当たり、いじめ行為を認められないという毅然とした態度やいじめ行

---

<sup>6</sup>法第 23 条「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」

法第 23 条の 2 「学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童頭がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。」

為をやめさせることが重要であるが、加害者の成長支援という視点に立ち、いじめの児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスを受け止めるように心がけることも重要である。加害側の児童生徒へのアセスメントや指導・援助が再発防止につながることを認識し、非のみを責めるのではなく、行為の背景も踏まえ継続的なケアを実施する。

また、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめにあたりと判断した場合でも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。場合によっては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処を行う場合もある。ただ、この場合であっても、組織によるいじめの認知や情報共有を必要とする。

いじめ加害者と被害者の関係修復のための謝罪は大切だが、場の設定に際しては慎重な対応が求められる。単に謝罪することが全ての解決ではないため、被害側が謝罪を望んでいるか、加害側に自発的な謝罪の意思があるかを丁寧に聞き、必要に応じて行う必要がある。

#### (エ) 被害者・加害者を取り巻く学級や学校での指導

いじめは被害・加害の二者関係だけで生じるものではない。観衆として囃し立てる者や、周辺で暗黙の了解を与える傍観者の存在がある。いじめの対応を組織で検討する際に、観衆や傍観者の存在を考慮しながら、加害者と同様に指導を行う必要がある。指導の具体については被害児童生徒本人や保護者のニーズに合わせながら、自己の行為を振り返らせ、いじめ行為を許さない、繰り返さない風土を醸成する。

#### エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### (ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当の期間は少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当期間を設定して状況を注視する。

#### (イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生

徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

#### オ 関係機関等との連携

いじめを受けた側・いじめた側の児童生徒・保護者に対する支援、指導、助言等は、関係者の連携のもと、適切に行われるように努めなければならない。いじめに関する事象の発生を把握した際は、迅速に対応し、必要に応じて関係機関等と連携して対応に当たる他、日常的な相談や情報共有による関係づくり・体制づくりを進める。

##### (ア) 所轄警察署との連携について

事案によりいじめが犯罪行為として扱われるべきものは直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求め、児童生徒の命や安全を最優先に対応する。このような場合は、必要に応じスクールサポーター制度の活用も検討する。活用にあたっては、学校と教育委員会とで相談・検討し対応に当たる。

また、学校・警察間で、日常的な連絡窓口となる担当職員を決めて情報共有を図ったり、学校警察連絡協議会による警察と連携した対応が早期に可能となるよう相談・通報の促進を図ったりすることで、日常的な情報共有体制の構築・連携強化を進める。<sup>7</sup>

##### (イ) 福祉機関との連携について

いじめの背景には、家に居場所がない不安感や、不安定な生活環境、しつけができないなどの養育困難さ、虐待等、家庭に原因がある場合もある。そういった状況に対応するため、家庭の養育に関する指導・助言や児童生徒の生活・環境の状況把握を行う必要がある。児童相談所や市福祉関係課、民生委員、児童委員等と連携を図りながら状況の改善を図る。

##### (ウ) 医療機関との連携について

いじめ被害を受けた児童生徒は、いじめの行為が止んだ後も不安な気持ちが残り、不登校や別の問題行動等につながる場合もある。指導支援やその後の見守りに関し、必要に応じて学校医や医療機関と連携して適切な指導を受け、精神の安定と改善に向けた対応を行う。

##### (エ) 保護者・地域の人々との連携

いじめの未然防止はもちろんのこと、いじめの早期発見や解消、そして再発防止には、保護者の理解や協力、地域の方々との連携、協働が不可欠となる。学校は、日頃よりいじめへの基本的な対応について、家庭・地域に周知するとともに、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する必要がある。地域ぐるみでいじめの未然防止や児童生徒の健全な育成に向けた取組を進める。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態への対処の流れ

ア <sup>8</sup>「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。

<sup>7</sup> 「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について (R5.2.7)」

<sup>8</sup> (学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）

に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

イ いじめられて重大事態に至ったという申出が児童生徒や保護者からあったときは、当該学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、教育委員会は重大事態が発生したものととして<sup>9</sup>報告・調査等に当たる。

ウ 重大事態が発生した場合、当該学校は教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

<sup>10</sup>また、当該学校は、市長への発生報告を行った後、教育委員会等を通じて文部科学省に対して、事態発生について報告する。

エ 当該学校は、法第22条に基づく組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。）

また、当該学校は、調査開始が決定した時点で、教育委員会等を通じて文部科学省に対して、調査開始について報告する。

オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、学校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、当該学校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。（ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。）

カ 上記エの質問紙調査により得られた結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。

キ 学校は、明らかになった事実関係をいじめられた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。（適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。）

ク 上記エの調査結果は、学校は教育委員会を通じて市長へ報告する。その際、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

また、当該学校は、市長へ重大事態調査報告書を提出後、教育委員会等を通じて文部科学省に対して、報告書の写しを提出する。

ケ 上記クの調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、市長が設置した再調査委員会により調査結果についての調査を行う。

コ 上記ケの調査の主体は、上記ケの調査結果をいじめられた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。（適時、適切な方法で経過や結果を報告する。）

サ 市長及び教育委員会は、自らの権限及び責任において当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

シ 上記ケの調査を行ったときは、市長はその結果を議会に報告する。また、当該学校は、教育委員会等を通じて文部科学省に対して、再調査の開始報告を行い、再調査終了後に再調査報告書の提出を行う。

<sup>9</sup>（いじめに対する措置）

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

第2項 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

<sup>10</sup> R5.3.10 通知「いじめ重大事態に関する国への報告について」

## (2) <sup>11</sup>学校の設置者又はその設置する学校による調査

### ア 重大事態の発生と調査

#### (ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### (イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

また、当該学校は、市長への発生報告を行った後、教育委員会等を通じて文部科学省に対して、事態発生について報告する。

#### (ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合、<sup>8</sup>法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査

<sup>11</sup> (学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に関わる重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

また、当該学校は、調査開始が決定した時点で、教育委員会等を通じて文部科学省に対して、調査開始について報告する。

(エ) 調査を行うための組織について

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けるものとする。当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。

学校における調査において、教育委員会が調査主体となる場合、いじめ問題調査委員会を当該調査を行うための組織とする。

また、学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、迅速性に欠けるおそれがあるため、法第22条に基づく学校の組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。学校が調査の主体となる際には、必要に応じていじめ問題調査委員会の委員等を教育委員会が派遣する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、学校又は教育委員会は、いじめ問題調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為をとめる。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰や学習の支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、埼玉県の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援する、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、<sup>8</sup>法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針（改訂）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑥ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑦ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、教育委員会は適切に対応する。
- ⑧ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道への対応の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

(キ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることもあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

- (ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任  
教育委員会又は学校等は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ頃から、誰から行われ、どのような態様で

あったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど) について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して<sup>12</sup>説明する。また、適時、適切な方法で経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、学校が調査を行う際、教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。

上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

また、当該学校は、市長へ重大事態調査報告書を提出後、教育委員会等を通じて文部科学省に対して、報告書の写しを提出する。

### (3) 調査結果の報告を受けた久喜市長による再調査及び措置

ア 再調査

13法第30条第2項の規定による報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査(以下「再調査」という。)を行う。

この再調査は、市長が設置した再調査委員会が行う。

再調査についても、教育委員会又はその学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

また、当該学校は、教育委員会等を通じて文部科学省に対して、再調査の開始報告を行い、再調査終了後に再調査報告書の提出を行う。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行った場合、市長はその結果を議会に報告しなければならない。

<sup>12</sup> (学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

<sup>13</sup> (公立の学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

第3項 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。



議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、市長が設置した再調査委員会において、個人のプライバシーに対しての必要な配慮を行う。

### **第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項**

市は、法の施行状況等を勘案して、毎年度、久喜市いじめの防止等のための基本的な方針にある各施策の効果を検証し、その見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、教育委員会は学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認する。